

(平成23年4月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主（A、以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を昭和20年10月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月3日から同年10月13日まで

私は、昭和19年4月にB市のC養成所に入所し、3か月の訓練を受けた後、D社に配属された。同社の寄宿舎に移り乗船待ちをしていたところ、同年7月に乗船命令があり、E（船舶名）、F（船舶名）、G（船舶名）と継続して乗船し、20年10月中旬に退社したが、Gに乗船していた船員保険の期間が欠落しているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社から提出された申立人の「乗船記録」を見ると、申立人は昭和19年7月4日から20年3月6日までE、同年4月1日から同年6月3日までF、同年6月18日から同年9月29日までGにそれぞれ乗船し、同年10月12日に退社したとの記載があり、勤務が継続していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の状況について、具体的かつ詳細に供述しているところ、申立人の同僚は、「GがH港に停泊中、戦死者十数名を火葬したことを覚えている。」と供述しており、申立人の供述と一致していることから、申立人は、Gに乗船していたものと認められる。

さらに、同社は、「昭和20年4月以降、船員の社会保険関係事務は全てAにおいて管理されていた。申立人は、同年4月から徴用となっており、

当社では被保険者記録を把握し得ない。」旨を回答していることから、申立期間当時、GはA管理下の船舶であったと考えられる。

加えて、昭和20年4月1日から予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者。）を船員保険の被保険者とする制度が開始されており、申立人が同年6月3日にFを下船し、同年同月18日にGに乗船するまでの期間及び同年9月29日にGを下船し同年10月12日に退職するまでの期間については、当該制度が適用される期間であったと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について、Aにおける船員保険被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D社から提出された申立人に係る「乗船記録」から60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年11月26日）及び資格取得日（昭和37年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年11月26日から37年5月1日まで

私は、昭和33年3月に中学校を卒業し、その後すぐに、A社に就職した。その後、39年12月に退職するまで継続して勤務していたのにもかかわらず、申立期間の年金記録が欠落しているので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社が社会保険の適用事業所となった昭和34年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月26日に資格を喪失後、37年5月1日に同社において再度資格を取得しており、34年11月から37年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と同一日の昭和34年8月1日に資格取得した同僚は、「申立人は、昭和33年4月頃から結婚する直前の39年12月頃までB業務において継続して勤務し、勤務していた間の勤務形態及び業務内容に変更は無く、長期で休むようなことは無かった。私は、申立人と同じ勤務形態及び業務内容であるが、勤務していた期間と厚生年金保険の被保険者記録は一致している。」と供述していることから、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 34 年 8 月 1 日から資格を再取得した 37 年 5 月 1 日までに A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 118 人（申立人を除く。）について、オンライン記録を見ると、申立人と同様に被保険者期間の欠落が確認できる同僚は、6 人確認できるところ、うち 5 人については、被保険者記録の無い期間と申立期間が異なる上、当該期間において一時的に事業所に勤務していなかった旨の供述が得られたことから、A 社に継続して勤務していなかったことが確認でき、申立人とは勤務状況が異なる。

さらに、残る一人については、申立期間とほぼ同期間において欠落期間があることが確認できるものの、当該同僚について、申立人及び同僚は、「申立人と同様に、B 業務で継続して勤務しており、勤務形態に変更は無かった。」旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 11 月から 37 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福井厚生年金 事案 444

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで  
ねんきん定期便が届いたので年金事務所において年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和41年3月7日にB社（現在は、A社）に入社し、42年3月31日にA社を退職するまで継続して勤務しており、申立期間の保険料が給料から控除されているので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を42年3月31日から同年4月1日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び複数の同僚の供述から、申立人がA社に昭和42年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え

難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福井国民年金 事案 252

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 47 年 3 月まで

私は、A 区に住んでいた当時、区役所から国民年金の納付書が送られて来て、既に厚生年金保険に加入していたので、疑問を持ちながらも 4 回ほど保険料を納付したことを覚えている。数年前に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険と国民年金の被保険者期間が重複していると指摘されたことがあり、再度、年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金の納付記録が無くなっていることが分かった。納めたはずの保険料の納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険加入期間に区役所から送付されてきた納付書によって国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 6 月 30 日に払い出され、20 歳に到達する 45 年\*月\*日に遡って資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間については、区役所から送付されてきた納付書によって保険料を納付することはできず、社会保険事務所が発行する納付書によって保険料を過年度納付することになるが、申立人からはこの納付方法に関して具体的な供述は得られない。

また、申立人に係る市町村国民年金被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、申立期間に係る国民年金被保険者の資格記録及び納付記録は全て一致しているほか、オンライン記録における資格取得日は、昭和 45 年\*月\*日から厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 47 年 1 月 15 日に記録が訂正さ



れているものの、保険料の納付に係る訂正・取消及び還付処理が行われた記録は確認できない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井国民年金 事案 253

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

ねんきん定期便を見たところ、申立期間が未納であることが分かった。国民年金の加入手続は、私が20歳になった頃に、母がA市において加入手続を行うとともに保険料を納付したはずであるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中で20歳になった頃、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をA市役所で納付したと申し立てている。

しかしながら、申立期間同時に居住していた市町村において、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得記録が確認できない上、申立人の国民年金被保険者資格取得の届出について、平成7年11月29日に受付が行われ、大学生が強制加入被保険者となった3年4月1日に遡って資格を取得していることがB市の国民年金被保険者名簿の記録から確認でき、当該届出の受付日を前提に納付方法をみると、申立期間については、徴収権の時効消滅により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする母親からも、当該加入手続及び納付状況に関して具体的な供述が得られない。

さらに、申立人に係る市町村の国民年金被保険者名簿（電算記録）及びオンライン記録の資格記録は一致しており、行政機関の記録に不自然な点

はみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 4 月 30 日まで  
年金事務所で年金記録を確認したところ、平成 10 年 4 月 10 日に 8 年 10 月に遡って標準報酬月額が 44 万円（平成 10 年 1 月から 10 年 3 月までは 30 万円）から 20 万円に引き下げられていることが分かった。私が所持している給料支払明細書を見ると、当時の給与は月額 45 万円（平成 9 年 11 月から 10 年 3 月までは 30 万円）であり当該給料額に見合う標準報酬月額に相当する保険料額が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 8 年 10 月から 9 年 12 月までは 44 万円、10 年 1 月から 10 年 3 月までは 30 万円と記録されていたところ、10 年 4 月 10 日付けで、8 年 10 月 1 日に遡って 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る登記簿謄本から、申立人は当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 7 年 9 月頃から、社会保険料の納付が遅れていたため、毎月数十万円ずつ分割して納付していた。」旨を供述しており、社会保険事務所（当時）から保険料の納付を強く要請されていたものと推認される。

さらに、日本年金機構 A 事務センターから提出された滞納処分票の事跡記録を見ると、平成 8 年 2 月 7 日付けの当該記録には、「今後、納付約束が履行できないときは、社会保険を資格喪失するよう話す。」旨の記述が

確認できるほか、申立期間当時においても社会保険事務所と事業主及びその妻との間で滞納保険料の納付について頻繁に交渉が行われている状況が見受けられることなどを踏まえると、申立期間に係る10年4月10日付けで行われた当該遡及訂正処理に関し、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無く、無断で当該処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案 446 (事案 22 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 12 月 10 日頃まで

昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 12 月 10 日頃まで A 社 B 出張所で現場主任の助手として勤務していたが、主任からうちで働くのであれば厚生年金の掛金を支払わなければ働くことができないと言われ、給料から保険料が控除されていた。私は、父親から受け取れるか分からない年金に入るのは辞めるようにと言われ、主任にその旨を申し出たがそのまま加入を続けることになったことを覚えている。

平成 20 年 2 月 29 日付け年金記録訂正不要通知を受理したが、A 社 B 出張所には、申立期間について継続勤務していたことは事実なので、厚生年金保険加入期間が無いことに納得できない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、ほかに厚生年金手帳記号番号が払い出され勤務していたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、ii) 当該事業所は、「申立人が社員として勤務していた記録は無く、アルバイト等の社会保険加入適用除外者であれば、把握していないので勤務していたとしても確認できない。」と回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 2 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間において、A 社 B 出張所で現場主任の助手として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているところ、申立人が携わった工事名について当該事業所に照会した結果、工事

名が一致することから、申立人は、当該工事に携わっていたものと推認することができる。

しかし、申立人は、「当時、主任の下で工事作業の準備や整理等の雑用や小使いをしていたので、他の作業員と一緒に仕事をしていなかった。」と供述しているほか、同僚の名前を覚えていないことなどから、申立人と勤務形態の同質性の高い同僚を確認することはできない。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録を照会したところ、当該事業所とは関係の無い別の事業所において、昭和 28 年 10 月 14 日に資格を取得し、平成元年 12 月 31 日に離職していることが確認できることから、申立期間のうち、28 年 10 月 14 日から 29 年 12 月 10 日までについては、当該事業所に勤務していなかったものと考えられる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該事業所が適用事業所となった昭和 25 年 1 月 1 日に 7 人が資格を取得し、その後、新たに資格を取得している被保険者は、28 年 12 月 1 日に 13 人存在していることが確認でき、そのうち、連絡先が判明した 4 人から聴取したところ、「申立人のことは知らない。申立期間当時は、A 社の社員及び下請従業員を合わせて約 100 人程度勤務していたが、昭和 28 年 12 月 1 日に厚生年金保険に加入したのは、下請の親方と一部の従業員で、社会保険に加入していない者も多くいた。」旨を供述している。また、25 年 1 月 1 日に厚生年金保険に加入している従業員は、「私は、昭和 23 年に社員として入社したが、それ以降に B 出張所で社員として採用された者はいなかった。会社の数多くの部署に勤務したが、申立人の名前は覚えていない。」旨を供述している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は確認できないほか、A 社（本社）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。